

V サービス利用量の見込みと確保策

V-1 障害福祉サービス

訪問系サービス

■ 国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

訪問系サービス利用量の見込み（年間における1か月あたりの平均）

区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	利用者数（人）	400	428	456	484
	利用時間合計（時間）	14,759	15,408	16,416	17,424
重度訪問介護	利用者数（人）	10	11	12	13
	利用時間合計（時間）	2,208	2,475	2,700	2,925
同行援護	利用者数（人）	10	11	12	13
	利用時間合計（時間）	131	143	156	169
行動援護	利用者数（人）	5	6	7	8
	利用時間合計（時間）	226	360	420	480

（注）令和8年度は見込み

◆ サービス利用見込量と確保策の考え方

居宅介護	今後支援を受けて自立生活を希望する人や介護者の高齢化等に伴い利用を希望する人、また介護併給者等の増加に伴う利用量増を踏まえ、令和11年度の1か月あたりの利用者数は484人、利用時間合計は17,424時間になると見込みました。 利用量の増加に対応するため、事業所参入を促進するとともに、ヘルパーの人材確保への支援に努めます。
重度訪問介護	利用者数の増加や利用者の障がいの状況の変化等を勘案し、令和11年度の1か月あたりの利用者数は13人、利用時間合計は2,925時間と見込みました。概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。
同行援護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和11年度の1か月あたりの利用者数は13人、利用時間数合計は169時間としました。概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。
行動援護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和11年度の1か月あたりの利用者数は8人、利用時間数合計は480時間としました。概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。

日中活動系サービス

■ 国の基本指針

- ＜生活介護＞ ①現に利用している者の数、②障害者等のニーズ、③施設入所者の地域生活への移行者数、④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数、⑤平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケア者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。
- ＜自立訓練（機能訓練）＞ ①～③、⑤等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
- ＜自立訓練（生活訓練）＞ ①～⑤等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
- ＜就労選択支援＞ 障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ＜就労移行支援＞ ①～⑤、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業生、復職を希望する休職者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
- ＜就労継続支援A型＞ ①～⑤、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
- ＜就労継続支援B型＞ ①～⑤、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
- ＜就労定着支援＞ ①、②、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ＜療養介護＞ ①、②等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ＜短期入所＞ ①～⑤を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケア者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。

日中活動系サービス利用量の見込み（年間における１か月あたりの平均）

区 分		令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	
生活介護	利用者数（人）	334	339	343	348	
	利用日数合計（日）	6,412	6,441	6,517	6,612	
自立訓練 （機能訓練）	利用者数（人）	2	2	2	2	
	利用日数合計（日）	7	10	10	10	
自立訓練 （生活訓練）	利用者数（人）	20	22	24	26	
	精神障がいのある人	16	17	18	19	
	利用日数合計（日）	248	264	288	312	
就労選択支援	利用者数（人）	2	9	12	15	
就労移行支援	利用者数（人）	42	43	44	45	
	利用日数合計（日）	640	645	660	675	
就労継続支援 A型	利用者数（人）	165	168	171	174	
	利用日数合計（日）	2,891	3,024	3,078	3,132	
就労継続支援 B型	利用者数（人）	492	567	642	717	
	利用日数合計（日）	8,002	9,356	10,593	11,831	
就労定着支援	利用者数（人）	22	25	28	31	
療養介護	利用者数（人）	19	19	19	19	
短期入所	福祉型	利用者数（人）	32	34	37	39
		精神障がいのある人	2	2	3	4
		利用日数合計（日）	180	204	222	234
	医療型	利用者数（人）	9	10	11	12
		精神障がいのある人	0	1	1	1
		利用日数合計（日）	44	50	55	60

（注）令和８年度は見込み

◆ サービス利用見込量と確保策の考え方

生活介護	障がい者の高齢化、障がいの重度化等を勘案し、令和11年度の1か月あたりの利用者数は348人、利用日数合計は6,612日を見込みました。現状の体制で供給量は確保できると考えますが、強度行動障がいの状態にある人や医療的ケア者等の重度障がい者に対応できる事業所の増加を促進します。
自立訓練 (機能訓練)	利用者数は概ね現状程度で推移すると見込み、令和11年度の1か月あたりの利用者数は2人、利用日数合計は10日としました。引き続き既存の施設での利用になると考えます。
自立訓練 (生活訓練)	福祉施設から一般就労への移行を目的とした利用量が増加すると見込み、令和11年度の1か月あたりの利用者数は26人、利用日数合計は312日になると見込みました。引き続き既存の施設での利用になると考えます。
就労選択支援	利用者数の動向や特別支援学校の卒業者数に加え、令和9年4月より新たに就労継続支援A型を利用する場合や、標準利用期間を超えて就労移行支援を利用する場合に原則利用が必要となることを勘案するとともに、成果目標を踏まえ、令和11年度の1か月あたりの利用者数を15人と見込みました。概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。
就労移行支援	一般就労を目的としたサービスであることから、利用量は増加すると見込み、令和11年度の1か月あたりの利用者数は45人、利用日数合計は675日になると見込みました。就労の場が多い名古屋市等の事業所の利用も多く、供給量は確保されると考えます。
就労継続支援A型	利用者数について、令和5～7年度には減少したものの、令和8年度には増加に転じていることや、特別支援学校の卒業者数を勘案し、令和11年度の1か月あたりの利用者数は174人、利用日数合計は3,132日を見込みました。市外事業所の利用も多く、概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。
就労継続支援B型	特別支援学校の卒業者等が利用するサービスであり、毎年度増加を続けていることから、特別支援学校の卒業者数等を勘案し、令和11年度の1か月あたりの利用者数は717人、利用日数合計は11,831日を見込みました。概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。
就労定着支援	就労施設から一般就労への移行実績等を勘案するとともに、成果目標を踏まえ、令和11年度の1か月あたりの利用者数を31人と見込みました。市外事業所の利用も多いことから、供給量は確保できると考えます。
療養介護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和11年度の1か月あたりの利用者数は19人としました。概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。
短期入所	利用者数が令和6年度以降緩やかな増加傾向にあることから、今後も徐々に増加すると予測し、令和11年度の1か月あたりの利用者数は福祉型39人、医療型12人、利用日数合計は福祉型234日、医療型60日になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう、また、強度行動障がいの状態にある人や医療的ケア者等の重度障がい者に対応できるよう、事業所の参入、事業拡大を促進します。

居住系サービス

■ 国の基本指針

＜自立生活援助＞ 現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

＜共同生活援助＞ 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する者、医療的ケア者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること。

＜施設入所支援＞ 令和7年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった、真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、障害者支援施設に求められる機能を勘案し、令和11年度末において、令和7年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することとし、令和8年度末において、障害福祉計画で定めた令和8年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和11年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

居住系サービス利用量の見込み（年間における1か月あたりの平均）

区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	1	2	2
	精神障がいのある人	0	1	2	2
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数（人）	255	279	304	329
	精神障がいのある人	81	92	102	113
施設入所支援	利用者数（人）	71	69	67	64

（注）令和8年度は見込み

◆ サービス利用見込量と確保策の考え方

自立生活援助	利用対象者が入所施設等からの地域への移行者であることから、移行実績を勘案して、令和11年度の1か月あたりの利用者数を2人になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう事業所の参入を促進します。
共同生活援助 (グループホーム)	福祉施設の入所や入院から地域生活への移行、保護者の高齢化等により利用の増加が見込まれるため、令和11年度の利用者数は329人になると見込みました。強度行動障がいのある人や医療的ケア者等の重度障がい者が利用できるよう、また、利用者のニーズに対応できるよう、様々なタイプのホームの整備を促進します。
施設入所支援	福祉施設の入所から地域生活への移行を推進する観点から、令和11年度の1か月あたりの利用者数は令和7年度実績より4人減少を見込み64人としました。

相談支援

■ 国の基本指針

＜計画相談支援＞ ①現に利用している者の数、②障害者等のニーズ、③入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

＜地域移行支援＞ ①～③、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

＜地域定着支援＞ ①③、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

相談支援のサービス利用量の見込み（年間における1か月あたりの平均）

区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	利用者数（人）	179	189	200	212
地域移行支援	利用者数（人）	3	3	3	3
	精神障がいのあ る人	3	2	2	2
地域定着支援	利用者数（人）	0	2	2	2
	精神障がいのあ る人	0	2	2	2

（注）令和8年度は見込み

◆ サービス利用見込量と確保策の考え方

相談支援	計画相談支援については、サービス等利用計画の対象者全員がモニタリングも含め、毎年必ず利用することを踏まえ、過去の利用状況を参考とするとともに、セルフプラン率の適正化を図ることを目標として、令和11年度の1か月あたりの利用者数を212人になると見込みました。 地域移行支援及び地域定着支援については、これまでの利用実績及び令和11年度末における精神病床における1年以上の長期入院患者のうち一定数が地域移行することなどを勘案し、それぞれ3人、2人を見込みました。 計画相談支援については、障がい者計画の重点施策として位置付け、利用者の増加への対応とセルフプラン率の適正化を図るため、事業所の参入、事業拡大を促進します。
------	--

V - 2 地域生活支援事業

必須事業

相談支援事業

相談支援事業の利用量の見込み（年間）

区 分		令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
障害者相談支援事業	事業所数（か所）	7	7	7	7
	相談件数（件）	19,279	20,000	20,500	21,000
基幹相談支援センター（か所）		1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施	実施	実施

（注）令和 8 年度は見込み

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業の利用量の見込み（年間）

区 分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援事業（件）	23	24	26	28

（注）令和 8 年度は見込み

意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の利用量の見込み（年間）

区 分		令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
① 手話通訳者設置事業 設置者数（人）		1	1	1	1
② 手話通訳者派遣事業	利用者数（人）	12	13	14	15
	利用件数（件）	102	104	112	120
③ 要約筆記者派遣事業	利用者数（人）	5	6	7	8
	利用件数（件）	90	120	140	160
手話通訳登録者数（人）		13	14	14	15
要約筆記者登録者数（人）		16	17	17	18

（注） 1 令和 8 年度は見込み

2 手話通訳登録者数および要約筆記者登録者数は年度末時点の人数

日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の利用量の見込み（年間）

区 分	令和 8 年 度	令和 9 年 度	令和10年 度	令和11年 度
①介護・訓練支援用具（件）	8	9	10	11
②自立生活支援用具（件）	20	21	22	23
③在宅療養等支援用具（件）	25	26	28	30
④情報・意思疎通支援用具（件）	14	16	18	20
⑤排せつ管理支援用具（件）	3,654	3,700	3,750	3,800
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）（件）	3	3	4	4

（注）令和 8 年度は見込み

手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業の利用量の見込み（年間）

区 分	令和 8 年 度	令和 9 年 度	令和10年 度	令和11年 度
手話奉仕員養成研修修了者（人）	—	10	—	10

（注）講座は 2 年に 1 回開催

移動支援事業

移動支援事業の利用量の見込み（年間における 1 か月あたりの平均）

区 分	令和 8 年 度	令和 9 年 度	令和10年 度	令和11年 度
利用者数（人）	200	220	240	260
利用時間合計（時間）	2,172	2,400	2,650	2,900

（注）令和 8 年度は見込み

地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業の利用量の見込み（年間における 1 か月あたりの平均）

区 分	令和 8 年 度	令和 9 年 度	令和10年 度	令和11年 度
利用者数（人）	61	61	61	61
利用時間合計（時間）	418	418	418	418

（注）令和 8 年度は見込み

任意事業

訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業の利用量の見込み（年間における1か月あたりの平均）

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	12	14	16	18
利用回数合計（回）	57	70	80	90

（注）令和8年度は見込み

日中一時支援事業

日中一時支援事業の利用量の見込み（年間における1か月あたりの平均）

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数（人）	112	129	148	168
利用日数合計（日）	882	1,032	1,184	1,344

（注）令和8年度は見込み

社会参加促進事業

社会参加促進事業の利用量の見込み（年間）

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者自動車運転免許取得費助成事業（人）	5	6	6	6
身体障害者用自動車改造費助成事業（人）	5	5	5	5

（注）令和8年度は見込み

スポーツ・レクリエーション事業

スポーツ・レクリエーション事業の見込量

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加者数（人）	200	200	200	200
ボランティア数（人）	70	71	72	73

（注）令和8年度は見込み

活躍支援事業

活躍支援事業の見込み量

区 分	令和 8 年 度	令和 9 年 度	令和10年 度	令和11年 度
市が主催、または後援する芸術作品を 発表する機会に出展した障がい のある人の人数（人）	120	130	140	150

（注）令和 8 年度は見込み

発達障害児者及び家族等支援事業

発達障害児者及び家族等支援事業の見込み量

区 分	令和 8 年 度	令和 9 年 度	令和10年 度	令和11年 度
ペアレントトレーニングやペアレン トプログラム等の支援プログラム等 の受講者数（人）	10	12	14	16
ペアレントメンターの人数（人）	1	1	2	3
ピアサポートの活動への参加人数 （人）	10	12	14	16

（注）令和 8 年度は見込み

- ※ 1 ペアレントトレーニング：親が、自分の子どもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと
- ※ 2 ペアレントメンター：発達障がいのある子どもの養育経験のある親が、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人（メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です）

V - 3 障がい児支援

障害児通所支援

■ 国の基本指針

＜児童発達支援＞ ①地域における児童の数の推移、②現に利用している障害児の数、③障害児等のニーズ、④医療的ケア児及び重症心身障害児等のニーズ、⑤保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、⑥入所施設から退所した後に当該サービスの利用が見込まれる障害児の数、⑦平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜放課後等デイサービス＞ ①～④、⑥、⑦、放課後児童健全育成事業、小・中学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜保育所等訪問支援＞ ①～④、⑦、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜居宅訪問型児童発達支援＞ ①～④、⑦等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

児童発達支援

児童発達支援の利用量の見込み（年間における1か月あたりの平均）

区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	利用児数（人）	298	326	354	382
	利用日数合計（日）	3,466	3,912	4,248	4,584

（注）令和8年度は見込み

放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの利用量の見込み（年間における1か月あたりの平均）

区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後等デイサービス	利用児数（人）	666	727	794	867
	利用日数合計（日）	8,875	9,451	10,322	11,271

（注）令和8年度は見込み

保育所等訪問支援

保育所等訪問支援の利用量の見込み（年間における1か月あたりの平均）

区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所等訪問支援	利用児数（人）	50	63	76	89
	利用日数合計（日）	133	158	190	223

（注）令和8年度は見込み

居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援の利用量の見込み（年間における1か月あたりの平均）

区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅訪問型児童発達支援	利用児数（人）	2	3	4	5
	利用日数合計（日）	5	6	8	10

（注）令和8年度は見込み

◆ サービス利用見込量と確保策の考え方

児童発達支援	利用者数、利用日数ともに大幅な増加が続いていることを踏まえるとともに、現在の利用児童数、利用状況、事業所の整備状況から、令和11年度の1か月あたりの利用児童数は382人、利用日数合計は4,584日になると見込みました。利用増加に対応できるよう支援を行います。
放課後等デイサービス	利用者数、利用日数ともに大幅な増加が続いていることを踏まえるとともに、知的障がい、精神障がいのある児童の増加、共働き世帯の増加など、今後も利用が増加すると予測しています。また、サービスの提供について、質を確保しつつ計画的かつ効果的に行われるよう地域差を是正する必要がある、という基本指針の考え方を踏まえ、令和11年度の利用者は867人、利用日数は11,271日を見込みました。 市内事業所によりニーズに応じた供給量は確保できると考えますが、今後さらなるサービスの質と量の確保を図っていきます。
保育所等訪問支援	令和5年度以降利用の増加が続いており、今後も同様の傾向が考えられることから、令和11年度の1か月あたりの利用児童数は89人、利用日数合計は223日になると見込みました。利用者の増加に対応した事業所の参入を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がい児が対象であり、大幅な増加はないと考えられることから、令和11年度の1か月あたりの利用児童数は5人、利用日数合計は10日になると見込みました。近隣に事業所が整備されているものの、市内事業所はないため、利用者の増加を見据えつつ、事業所の参入、事業拡大を促進します。

障害児相談支援

■ 国の基本指針

地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児及び重症心身障害児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

障害児相談支援の利用量の見込み（年間における1か月あたりの平均）

区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害児相談支援	利用者数（人）	119	130	140	150

（注）令和8年度は見込み

◆ サービス利用見込量と確保策の考え方

障害児相談支援	障害児通所支援のサービスの利用児童数、増加傾向を勘案して、令和11年度の1か月あたりの利用児童数は150人と見込みました。サービスの利用児童数の増加への対応とセルフプラン率の適正化を図るため、事業所の参入、事業拡大を促進します。
---------	--

子ども・子育て支援

保育園等における障がいのある児童の受け入れ

保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れ

区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育園	3歳未満（人）	12	13	14	15
	3歳以上（人）	159	162	165	168
認定こども園	3歳未満（人）	0	1	2	3
	3歳以上（人）	3	4	4	4

（注）加配のついている在園児数を計上（小規模保育事業に在園する加配児童を含む）

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がいのある児童の受け入れ

放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ

区 分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童健全育成事業	低学年（人）	94	94	94	94
	高学年（人）	48	48	48	48

（注）通年利用児童に限らず、すべての利用児童を対象

あさひ学園

あさひ学園の利用量の見込み（年間における１か月あたりの延べ利用者数の平均）

区 分		令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
あさひ学園	利用者数（人）	450	460	470	480

（注）令和８年度は見込み